

八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正  
新旧対照表

(1) 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続)</p> <p>第4条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出 をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約 の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者そ の他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者 等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、 当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの 請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者 等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場 合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。)である 場合 当該選挙運動用自動車（同一の日にお いて自動車借入れ契約により2台以上の選挙 運動用自動車を使用される場合には、当該候 補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自 動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用 自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>15,800</u> <u>円</u>を超える場合には、<u>15,800円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約である場合 当該契約に基づき 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車（これに代わり使用 される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に 前条の規定による届出に係る契約に基づき供 給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,560円</u>に 当該候補者につき法第86条の4第1項、第2 項、第5項、第6項又は第8項の規定による 候補者の届出のあった日から当該選挙の期日 の前日までの日数から前号の契約が締結され</p>	<p>第1条～第3条 略 (選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払 手続)</p> <p>第4条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出 をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約 の相手方である一般乗用旅客自動車運送事業者そ の他の者（以下「一般乗用旅客自動車運送事業者 等」という。）に支払うべき金額のうち、次の各号 に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を、第 2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、 当該一般乗用旅客自動車運送事業者等からの 請求に基づき、当該一般乗用旅客自動車運送事業者 等に対し支払う。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 当該契約が一般運送契約以外の契約である場 合 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める 金額</p> <p>ア 当該契約が選挙運動用自動車の借入れ契約 (以下「自動車借入れ契約」という。)である 場合 当該選挙運動用自動車（同一の日にお いて自動車借入れ契約により2台以上の選挙 運動用自動車を使用される場合には、当該候 補者が指定するいずれか1台の選挙運動用自 動車に限る。）のそれぞれにつき、選挙運動用 自動車として使用された各日についてその使 用に対し支払うべき金額（当該金額が<u>16,100</u> <u>円</u>を超える場合には、<u>16,100円</u>）の合計金額</p> <p>イ 当該契約が選挙運動用自動車の燃料の供給 に関する契約である場合 当該契約に基づき 当該選挙運動用自動車に供給した燃料の代金 (当該選挙運動用自動車（これに代わり使用 される他の選挙運動用自動車を含む。)が既に 前条の規定による届出に係る契約に基づき供 給を受けた燃料の代金と合算して、<u>7,700円</u>に 当該候補者につき法第86条の4第1項、第2 項、第5項、第6項又は第8項の規定による 候補者の届出のあった日から当該選挙の期日 の前日までの日数から前号の契約が締結され</p>

ている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

第5条～第7条 略

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に310,500円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第9条 略

ている日数を除いた日数を乗じて得た金額に達するまでの部分の金額であることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）

ウ 略

第5条～第7条 略

（選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払手続）

第8条 八尾市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が、541円31銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額をポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）を超える場合には、当該単価の限度額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じてポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対し支払う。

第9条 略

(2) 八尾市議会議員及び八尾市長の選挙における選挙運動用ビラの作成の公営に関する条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 案
<p>第1条～第3条 略</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円51銭</u>を超える場合には、<u>7円51銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ</p>	<p>第1条～第3条 略</p> <p>（選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払手続）</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成された選挙運動用ビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該選挙運動用ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号（選挙運動用ビラに係る部分に限る。次条において同じ。）に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラ</p>

の作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ  
の作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補  
者1人について、7円51銭に選挙運動用ビラの作成  
枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定  
める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を  
乗じて得た金額とする。

第6条 略

の作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラ  
の作成を業とする者に対し支払う。

(公費負担の限度額)

第5条 前条の規定による公費負担の限度額は、候補  
者1人について、7円73銭に選挙運動用ビラの作成  
枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定  
める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を  
乗じて得た金額とする。

第6条 略